

愛知女性医師の会 会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は愛知女性医師の会と称し、事務所を愛知県医師会館（名古屋市中区栄4丁目14番28号）内に置く。

(構成)

第2条 本会は愛知県下に在住または勤務する女性医師を以て構成する。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦を深め連携することで、女性医師が生きがいをもって社会貢献ができ、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(会員)

第4条 本会は次の会員並びに会友を以て構成する。

2項 会員：愛知県に在住または勤務する日本の医師免許を有する女性で、本会の目的に賛同し、本会に入会を届け出た者。

3項 会友：愛知県に在住や勤務をしていない医師免許を有する女性で、本会の目的に賛同し、本会に入会を届け出た者。

4項 本会に入会しようとするものは別に定める様式による入会申込書を会長に提出しなければならない。

5項 本会を退会しようとする場合は退会届を提出しなければならない。

6項 会員並びに会友は所定の会費を本会に納入するものとする。ただし85歳以上の会員並びに会友、および、45歳未満の会員並びに会友の会費は、これを免除する。

7項 会員並びに会友にして会員たる名誉又は本会の名誉を著しく毀損する行為があった者、並びに本会会則に違反し秩序を乱した時には理事会の議決を経て戒告又は除名することが出来る。

(役員)

第5条 本会は次の役員を置く。

2項 会長 副会長 理事 監事をおく。

会長は本会を代表し、会務を総理する。

3項 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

4項 理事は会務を処理する。

5項 監事は会務の執行及び会計を監査する。

- 6項 監事は他の役員と兼任できない。
- 7項 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 8項 会長、副会長、理事、監事は夫々別に定める選挙施行細則にもとづき会員の中より選出する。
- 9項 愛知県医師会役員選挙の候補者については、前項で会長として選出された会員を理事として推薦するものとする。
- 10項 選出された役員は総会の承認を得るものとする。
- 11項 役員が任期中何らかの理由で辞任する場合、会長、副会長は理事の互選で、理事は次点該当者がいない場合は会長が推薦する。

(会 議)

第6条 会議は、総会、理事会とする。

- 2項 総会は毎年1回会長がこれを招集し、必要ある時は臨時に開催することができる。
- 3項 総会は会員の5分の1以上の出席を以て成立する。
- 4項 委任状は総会の出席数に加算することができる。
- 5項 総会の議長は当日出席の会員から選ぶ。
- 6項 次の事項は総会に報告しその承認又は議決を得なければならない。
事業計画、事業報告、収支予算、収支決算、会則の変更、会費及びその賦課徴収、役員承認、その他重要な会務の運営に関する事項。
- 7項 やむを得ない事由で総会開催ができない場合、会長の判断で総会を書面開催に変更することができる。
- 8項 理事会は会長、副会長及び理事を以て構成し、会長がこれを招集する。
- 9項 理事会議長は理事の互選によって選出する。
- 10項 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 11項 理事会は原則として毎月1回これを開催し、臨時理事会は会長が必要と認めた場合に招集する。
- 12項 理事会は本会の執行機関である。
- 13項 理事会は総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決する。
- 14項 会長は必要ある時、委員会を設けることができ、委員は会長が委嘱する。

(会 計)

第7条 本会の経費は会費、寄附金その他の収入を以て充てる。

- 2項 会費の額及び徴収方法は総会の議決を経なければならない。
- 3項 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 4項 会計年度における経費はその年度の歳入でこれを支弁する。
- 5項 各年度の総予算は会長がこれを編成し、総会の議決を得なければならない。既定予算の追加又は更正しようとするときもまた同様である。
- 6項 収支決算に剰余金がある時は、その翌年度に繰越すものとする。

7項 3年間会費未納者は退会届なしで退会とみなす。

(解 散)

第8条 本会を解散しようとするときは会員の4分の3以上の同意を必要とする。

(附 則)

本会則は令和5年4月1日より施行する。

本会則は令和6年4月1日より施行する。

愛知女性医師の会 会則施行細則

[総会の議決規則]

- 第1条 総会に提案した議事に関しては、理事に議決権はない。
- 第2条 総会で新たに会員から提案された緊急動議に関しては、理事にも採択権・議決権を認める。
- 第3条 議決は出席した会員と、議長以外の会員に委任した有効な委任状の過半数で決する。
- 第4条 議長は議決に加わらないが、可否同数の場合には議長の決するところとする。
- 第5条 総会を书面開催した場合、理事・監事を除く会員の過半数の賛成返信で決する。

[会長、副会長、理事、監事選出規則]

- 第1条 本規則は会長、副会長、理事、監事の選出方法を定めるものである。
- 第2条 理事、監事は選挙により会員の中より選出する。
- 第3条 会長、副会長は理事の互選によって選出する。
- 第4条 選挙は在宅投票とすることもできる。
- 第5条 理事の定数は会員10名に対し1名の割合とする。但し端数については四捨五入する。監事の定数は2名とする。尚本規則で会員とは選挙の行われる年の前年の9月30日の在籍者とする。

(理事、監事の選挙)

第6条

1. 理事の選挙は全県下を下記の如く分ち、それぞれの地区の会員の中より理事を選出する。地区は、勤務地で決定するが、勤務地が県外 あるいは勤務先がない方は、自宅住所で地区を決定する。
2. 名古屋地区(名古屋市16区)、尾張地区(春日井市、小牧市、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、犬山市、日進市、愛知郡、長久手市、一宮市、津島市、稲沢市、岩倉市、江南市、西春日井郡、海部郡、あま市、丹羽郡、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市)、知多地区(半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡)、三河地区(岡崎市、碧南市、刈谷市、西尾市、安城市、豊田市、高浜市、知立市、みよし市、幡豆郡、額田郡、豊橋市、蒲郡市、豊川市、新城市、北設楽郡、田原市)

第7条

1. 監事は選挙により会員の中より選出する。
2. 監事は理事以外の会員より選出する。

3. 立候補者のない場合は監事が次期監事を推薦し、総会の承認を得る。

(選挙管理委員会)

第8条

1. 会長は選挙の行われる年の前年の1月1日に選挙につき告示する。
2. 会長は選挙の行われる年の前年の10月に選挙管理委員会を設置し、選挙管理委員長を選出する。選挙管理委員長は理事以外の会員がこの任にあたる。
3. 選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。
4. 選挙管理委員会は若干名の会員により構成され、会長が指名する。

第9条

1. 理事立候補者、監事立候補者（以下候補者という）は選挙の行われる年の前年の12月1日までに所定の文書で、会員2名の推薦を得て会長に届け出る。
2. 立候補届け出の文書は別に定める。
3. 立候補者数の確認は12月10日までに言い、指定日に選挙管理委員会が開封する。

第10条

1. 選挙管理委員長は、選挙の行われる年の前年の12月15日までに候補者一覧表と投票用紙を配布する。
2. 投票期日は選挙の行われる年の前年の12月末日までとする。
3. 候補者が定員以内の場合は投票を省略することが出来る。
4. 集まった用紙は開封しないまま、選挙管理委員会が指定した開票日まで保管する。

第11条

1. 投票用紙の開票及び集計は開票指定日に選挙管理委員会が行う。
2. 投票用紙及びその内容の効力の有無は選挙管理委員会の多数決によって決める。但し投票用紙に本会印のないもの、定数以上の候補者名を記入したもの及び開票後に提出されたものは無効とする。
3. 選挙の結果の発表は選挙管理委員長がこれを行うものとする。

第12条

当選はそれぞれの地区の定員数までとする。
但し下位にて得票同数の時は選挙管理委員会にて決定する。

第13条

2月理事会の当日に選挙管理委員長は新理事を招集し、会長、副会長2名を互選により決定する。

第14条 理事は第6条の定める者の他、会長による推薦者を加えることができる。

[福祉関連規則]

第1条 会員・会友及び会員の家族の死亡の際は、本会より弔意を表すものとする。

1. 会員・会友の場合は全会員・会友に通知し、供花1基、あるいはそれに相当するお供え花とする。
2. 会員配偶者の場合は役員と地区会員に通知し、弔電とする。

[会計関連規則]

第1条 旅費規定

1. 理事会で承認された委員会に出向した理事及び会員に対し実費弁済する。ただし出向先より支給される場合は支給しない。
2. 理事会及び小委員会に出席した理事に対して交通費を費用弁済する。ただし小委員会の開催に対する費用弁済は年間各部3回までとする。
3. 交通費は公共交通機関を利用した場合の最低金額とする。

第2条 森川記念特別会計

故森川みどり氏の業績を称える目的で設立された森川基金と会員からの寄付を基礎として設立するもので、理事会の承認を持って本会の活動に利用するものとする。

第3条 記念事業積立金

本会が主催もしくは共催する記念事業を行うために積み立てる積立金である。使用に関しては理事会の承認を得るものとする。

第4条 予備費

予算化されていない出費に充てる。但し理事会の承認を得た場合には適宜流用できるものとする。

(附 則)

本会則施行細則は令和5年4月1日より施行する。

本会則施行細則は令和6年4月1日より施行する。